

一般社団法人エシカル協会 法人会員規約

(法人会員)

第1条 一般社団法人エシカル協会（以下当会という）の使命および活動趣旨に賛同して入会した法人・団体（権利能力のない社団を含む）を法人会員（以下会員という）とする。

(入会申込)

第2条 当会に入会しようとする法人・団体（以下申込者という）は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申込者の関連参考資料とともに提出するものとする。

(入会審査)

第3条 入会申込書ならびに関連参考資料に基づき、申込者が当会を真に支援するものであるか否かを当会事務局（審査委員会）において審査する。

2. 入会においては、申込者は次のいずれかの状態を有する必要がある。

- (1) 自身の事業活動がエシカル消費に貢献する性質であること
- (2) 自身のサプライチェーンをエシカルな状態にするための具体的な取組がなされていること
- (3) 当会の活動趣旨に賛同し、当会を支援すること

(入会手続)

第4条 入会審査において入会を認められた申込者は、入会に伴う所定の書類を提出し、併せて当該年会費として1年分を納入する。

(退会)

第5条 退会は会員の自由意志とし、退会希望者は退会のための所定手続を行い、随時退会ができる。

(会費)

第6条 会費は1ヵ年分を前払いするものとし、入会后第4条による年会費を納入した月を第一回とし以後1か年毎に支払う。1ヵ年分の金額は次のとおりとする。

1口 100,000 円（1口以上）

2. 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。

(特典)

第7条 会員は次の特典を受ける権利を有する。

- (1) 当会発行のメールマガジンの無料配布
- (2) 当会の定めるところにより、当会刊行物の無料配布または会員特別価格による購入
- (3) 当会 Web サイト上への会員名称掲載
- (4) 会員が自らの会社案内書、事業報告書、社会貢献報告書、自社の Web 等で、当会の法人会員である旨を告知すること。但し、第10条に定める禁止事項は行ってはならない
- (5) その他別途当会が定めるサービス

(会員の義務)

第8条 会員は、当会の活動を支援する者として次の義務を負う。

- (1) 期限到来前に、次年分の年会費を納入すること
- (2) 名称、所在地、電話番号、担当者名等変更が生じたときは、速やかに届けること
- (3) 当会のアンケート調査、講演等には積極的に参加協力すること
- (4) 会員としてのエシカル消費に配慮した企業・団体活動を行うこと
- (5) 会員は、販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、会員であることを告知する場合は、会員の事業内容や商品に関連して、当該関係先は当会の名称をいかなる形でも表示・使用することはできないことを周知させること
- (6) エシカル消費に係る情報発信及び啓もう活動を行うこと。情報発信及び啓もう活動の例には、社員及びステークホルダー等への教育、CSR レポートの作成、エシカル消費に関する研修実施などが含まれる
- (7) 会員はエシカル消費に係る自身の行動計画を策定することが望ましい

(禁止事項)

第10条 会員は、会員であることは当会が会員の事業内容や商品を保証するものではないことを理解し、当会の承認を得た場合を除き、会員であることを根拠に次のことをしてはならない。また、当該会員に所属する者、及び販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に次のことをさせてはならない

- (1) 新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体を通じた自社取扱商品などの宣伝・販売促進活動の中で、会員であることをうたうこと
- (2) 自社取扱商品または広告物に当会の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使

用すること

- (3) 当会の承諾なしに、当会支援のためと称してチャリティイベントの開催、チャリティ商品の企画・開発・販売など、自社事業に沿った活動を行うこと
- (4) 会員の販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、会員であることを告知する場合に、口頭であるか文書であるかを問わず、当会法人資格が会員の事業内容や商品を保証するものであるかのような誤解を生じさせること
- (5) 当会の名誉を傷つけ、信用を失墜させ、その他当会の活動の趣旨に反する行動をとること
- (6) その他当会に不利益となる行為を行うこと

(申込人の属性)

第 11 条 会員は、現在、以下の各号にいずれも該当しないことを当団体が用意した様式を用いて表明する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 風俗営業適正化法第二条第一項第一号、第三号から第五号及び第五項に規定される業務を営む法人
- (6) その他前各号に準じる者

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- (1) 所定の退会手続きを完了したとき
- (2) 期限後 3 ヶ月を過ぎるも会費の納入がないとき
- (3) 倒産、解散したとき
- (4) 理事会において第 13 条の事由により、除名の決議がなされたとき

(除名)

第 13 条 会員が次の各項の一に該当するときは、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

- (1) 第 10 条に定める禁止事項に違反したとき
- (2) その他、当会の活動趣旨に反する行動をとったとき、当会の信用を失う

行為があったとき

(損害賠償)

第 14 条 会員が、本規程に違反しままたは不正もしくは違法な行為によって、当団体に損害を与えた場合、当該会員は、当団体が受けた損害を当団体に賠償することとする。

2. 前項の規定は、第 12 条及び第 13 条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

(免責条項)

第 15 条 会員が当団体の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならず、当団体は一切の責任を負わないものとする。

2. 前項の規定は、第 12 条及び第 13 条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

(本規則の変更)

第 16 条 本規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

2019 年 7 月 1 日理事会承認

2019 年 7 月 1 日施行